

大阪城公園船着場(城まち港)使用のしおり

令和8年9月

大阪府府民文化部都市魅力創造局
NPO法人大阪水上安全協会

大阪城公園船着場（城まち港）の使用について

1 趣旨

本しおりは、「大阪城公園船着場（城まち港）」（以下「本船着場」という。）の使用にあたって必要な手続きを記載しており、本船着場の使用者は、以下の記載に従い、使用していただきます。

2 対象船着場

大阪城公園船着場（城まち港）

※別紙の船着場箇所図を参照ください。

3 使用方法

使用可能な船舶は、次のとおりです。

1. 海上運送法第3条第1項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶
2. 海上運送法第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶
3. 海上運送法第22条第1項に基づく13名未満の旅客定員を有する船舶による遊覧船

(1) 申込方法

①予約の申込はNPO法人大阪水上安全協会（以下「協会」という。）で受付します。

②申込の受付は、原則として使用日の属する月の3か月前の1日から開始します。

③オンライン予約システムより予約申込してください。

なお、使用日の属する月の3か月前の1日に申し込まれた予約について、使用日時・使用船着場が重なった場合は、以下の優先順位により使用者を決定します。

また、3か月前の2日以降の予約申込については、既承認の日時を除いて、受付日ごとに以下の優先順位により使用者を決定します。

【優先順位】

1. 海上運送法第3条第1項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶
2. 海上運送法第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶
3. 海上運送法第22条第1項に基づく13名未満の旅客定員を有する船舶による遊覧船

(2) 予約受付期間・時間

受付期間：使用日の前日の午前11時まで

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで

(3) 船着場門扉の鍵受渡し

原則として、使用日の前日に協会に鍵を受取り、翌日に鍵を返却してください。

(4) 予約の取消

予約の取消は、予約のキャンセルポリシーにより、オンラインより取消してください。

(5) 管理運営協力金の納入

本船着場の使用に際しては、船着場の運営管理・安全管理・維持管理及び補修を目的として、管理運営協力金の納入をお願いしています。ご協力いただける方は、次のとおり、使用目的や頻度等に応じ、管理運営協力金を協会へ納入してください。なお、納入の方法等については、協会にお問い合わせください。

管理運営協力金	
項 目	内 容
金 額 (税込)	■営業目的 ・ 旅客定員31名以上 ： 2,000円/回 ・ 旅客定員13～30名 ： 1,000円/回 ・ 旅客定員12名以下 ： 500円/回 ※使用頻度が特に多い使用者については、使用回数に応じ次のとおりとします。また下記の年間協力金については、前納とし、納入された協力金については一切返納することができません。 ・ 年間6,000回を越える使用 ： ① 1,860,000円/年 ② 1,180,000円/年 ③ 896,000円/年 ・ 年間3,000回を越え6,000回までの使用 ： ① 1,735,000円/年 ② 966,000円/年 ③ 800,000円/年 ・ 年間1,200回を超え3,000回までの使用 ： ① 1,130,000円/年 ② 650,000円/年 ③ 460,000円/年 ・ 年間400回を超え1,200回までの使用 ： ① 802,000円/年 ② 410,000円/年 ③ 198,000円/年 ※①旅客定員31名以上 ②旅客定員13～30名 ③旅客定員12名以下

※予約の申込・取消や鍵の受渡等は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前10時から午後5時までをお願いします。

(6) 安全対策協力金の納入

本船着場の使用に際しては、水域を安全に航行するために協会が実施する運航調整に従っていただく必要があります。あわせて、水域の監視や運航調整に係る費用として安全対策協力金の納入をお願いしています。ご協力いただける方は、次のとおり、安全対策協力金を協会へ納入してください。なお、納入の方法等については、協会にお問い合わせください。

安全対策協力金	
項 目	内 容
金 額 (税込)	■使用1回あたり ・ 5,100円/回

4 禁止行為

以下の行為は禁止です。禁止行為を行った使用者は、以後の使用を制限する場合があります。

- (1) 10分を超える係留
- (2) 船着場を損傷する行為
- (3) 船着場周辺の住民の迷惑となるような行為
- (4) 船着場及びその周辺における集客行為
- (5) 船着場における火気の使用
- (6) 船着場に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (7) 船着場での物品の販売、募金等
- (8) その他、河川管理上支障をきたすおそれのあること

5 使用時間に伴う注意事項

本船着場の使用時間は、原則、平日は午前10時から午後4時まで、土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後7時までです。ただし、桜が開花する時期など特定の期間については、使用時間を延長する場合があります。

なお、管理者は、必要があると認めるときは使用時間及び係留時間を変更し、又は臨時に休業日を定めることがあります。

6 安全対策に伴う注意事項

- (1) 本船着場を使用する船舶は、航行する船舶同士の連絡や運航調整員が指示を伝達するための通信手段（無線機等）を確保してください。
- (2) 本船着場を使用する船舶は、位置情報共有システムを搭載し、近隣を航行する船舶の位置や進行方向、速度などの情報を確認しながら、安全に航行してください。
- (3) 本船着場の利用を申し込まれる方は、本しおりに加え、別に定める「大阪城公共船着場周辺の水域を安全に航行するために」を遵守してください。
- (4) 本船着場の利用に際しては、見通しの悪い水域を航行する必要があることから、安全確保のため、本船着場を使用できる船舶や時間帯などを限定し、試行的に運用しています。試行の結果等を踏まえ、今後、内容等を変更することがあります。

7 その他使用に伴う注意事項

- (1) 河川管理者から、河川管理上、公益上またはその他の理由により、船着場の使用中止の要請があった場合、使用を中止します。
- (2) 付近を航行する船舶から、機関の故障や旅客の急病などの非常事態により船着場への係留要請があった場合は、協力いただきます。
- (3) イベントの開催等により、河川管理者が、自ら船着場を管理運営する必要があると認めた場合、河川管理者が使用の受付をします。

【連絡先】

■NPO 法人大阪水上安全協会

住所：大阪市中央区北浜東 1 番 2 号

(地下鉄谷町線・京阪電車 天満橋駅下車 八軒家浜船着場西側「川の駅」はちけんや内)

E-mail : sanbashi@suijo-anzen.jp

■大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課

住所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲州庁舎 37 階

TEL : 06-6210-9332 FAX : 06-6210-9316

E-mail : toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

※受付時間は、午前 10 時から午後 5 時までです。

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付できません。)

別紙 船着場箇所図

